

吹田貨物ターミナル駅地元説明会の要旨

日 時：平成 24 年 12 月 14 日 19 時～21 時 00 分

場 所：大鉄工業吹田作業所 1 階会議室

参加人員：41 名

説明者：J R 貨物関西支社 萩原副支社長、柳経営企画室長

オブザーバー：運輸機構西日本支社、吹田市

No.1

主な質疑事項	質疑に対する見解
専用道路の 21 時から翌 6 時までの間の交通量はどの程度か。	2 4 時間営業であり深夜でも自動車の出入りはありますが、昼間のような出入りではなく、梅田での実績では数十台の出入りがあります。
ガードマン配置を試験的に 2 4 時間配置としてはどうですか。	一般生活を考慮して 6 時から 21 時の間で考えております。
ガードマンを配置しても事故は起こります。信号機の設置や歩道の拡幅は出来ないのですか。	機構対応は、困難であり要望があったことは警察に伝えます（機構）
十三高槻線からの左折進入について、歩道に死角があり、トレーラーだと内輪差が大きく大周りをしたりして大変危険なので監視カメラを設置して欲しい。	スライドの図に仕切りが有るように見えますが何も有りません。歩道と車道は縁石で区切っておりますし、車両から歩道通行者の確認は出来る状態です。内輪差等についても警察等に相談し交差点形状を決定しております。
南吹田に抜けるトンネルの位置がもう少し住宅側になぜ出来なかったのですか。	吹田市・警察と話し合いこの位置が一番よいと判断しました。（機構）
説明会での質問事項を文書で残してもらいたい。	要点については、吹田市としても提出を求めらるので、入手した資料は見る事が出来ます。（吹田市）
信号機や交差点について吹田市の説明を求めます。	まだ、警察からの説明はありませんが、城東貨物線・十三高槻線の交差部は、2 つの交差点を跨って設置されると理解しています。また、南吹田駅前線は、完成時に信号機が設置されます。（吹田市）
ガードマンの配置は営業が続く限り配置することで間違いありませんか。	現状が変わらない限りそのように考えています。
J R 貨物は事故が起こった場合に、危険は知らなかったと言って逃げることは無いのですか。責任を取るのですか。	安全な設備をつくり不測の事態が起きないように取り組んでいきます。J R 貨物に責任があればその責任を負うこととなります。
前回の説明会で 1000 台は延べなのか往復なのか分かりにくいので、改めなければならない議論しましたが、この点はどうなりましたか。	前回は申し上げましたが、500 の往復と合計 1000 台では意味が変わりますので、着手合意協定に記載された表現とさせていただきました。

主な質疑事項	質疑に対する見解
再度説明会を開催する時期はいつですか。	時期は調整中ですが、全体としての説明会を考えております。
平成 22 年に吹田市に要望書を提出し、事業者に対して開業時点における最新の排ガス規制に適合した低公害車等を使用するように、特に大口の運送事業者に対しては、J R 貨物との契約で担保することの回答がありました。この点について明記してください。	環境アセスに明記されています。約定したことは実施して参ります。
開業後の貨物専用道路の排ガス、騒音、振動のデータの開示を吹田市に求めたことに対し、吹田市は吹田市環境条例に基づく 1 年間の事後監視を行い開業後 1 年が過ぎても引続き観測を実施し公開すると回答しています。この点も明記してください。	貨物駅開業後、1 年間は四半期ごとに環境測定を実施します。結果は行政に報告し情報の公開を行います。もし、事後監視で予測値を超過した場合は新たな保全措置を行います。
最新型の低公害車を使用していない業者に対して、入駅禁止の措置を行うのですか。	開業時に全ての車を新車に取り替えることではありません。最新の排ガス規制に適合した車の導入の取り組みを進めて参ります。